

選ぶ眼、 決める力

第16号

2015.3月

情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及は、私たちのライフスタイルの幅広い場面において大きな変化をもたらしています。インターネットは便利で楽しい反面、トラブルに巻き込まれる危険性もあり、仙台市消費生活センターに寄せられる契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談の多くは、インターネットに関連するものがほとんどです。子ども達を被害者にも加害者にもしないために、情報モラルに関する教育が重要になっています。

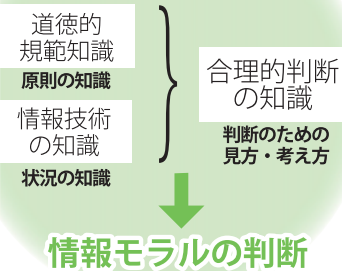
児童・生徒の情報モラルをどう育てるか

江戸川大学教授 玉田 和 恵

1. 情動的モラル教育の本質を理解する

情報社会の進展に伴い、ネット上で子ども達が事件や事故に巻き込まれたり、自らトラブルを起こす問題が頻発し、情報モラルの育成が急務となっている。情報モラル教育では、日常モラルを育てながら、状況判断をするために必要となる最小限の「情報技術の知識」と「見方・考え方」を育てることが重要である。そして、児童生徒自身に情報化の「プラス面」「マイナス面」を考えさせ、適切な判断力を育成するとともに、情報社会を自分たちがより良く発展させようという気持ちを持たせることが大切である。状況判断をするための「情報技術の知識」には、「不易なもの」と「変化するもの」があり、不易なものを考慮したうえで、「変化するもの」について理解させることが求められる。

図1 3種の知識による情報モラル判断



これまでに、情報モラル教育の本質を理解して指導する方法として私の属する研究グループは「3種の知識」による情報モラル指導法を提案している。「3種の知識」は、道徳的規範知識、情報技術の知識、合理的判断の知識を組み合わせて情報モラルを指導するために開発し、実践、評価してきた指導法である(図1)。この指導法は、家庭教育や学校の道徳の時間などで学習者が身につけてきた道徳的な知識(人間として守るべきこと)に、状況判断のために必要となる知識(情報技術の知識)を与え、それらを組み合わせ判断するための考え方(合理的判断の知識)を教えることによって、情報社会での適切な判断力を身につけさせようというものである。

情報モラル判断に関連の深い道徳的規範知識は、道徳学習指導要領に掲げられている目標を参考に、情報モラル判断に直接関連する事項を表1のように定義している。また、情報技術の知識としては、情報モラルの判断に不可欠な内容を以下のように定義している。

- ・情報技術(機器)の5特性(信憑性、公開性、記録性、公共性、流出性)
- ・情報技術(特に、通信ネットワーク)の仕組み
- ・情報技術に関連する簡単な法律の知識

3種の知識による情報モラル指導法では、考え方の枠組みを指導することを重視しており、情報技術など知識として指導する部分は必要最小限に抑えている。

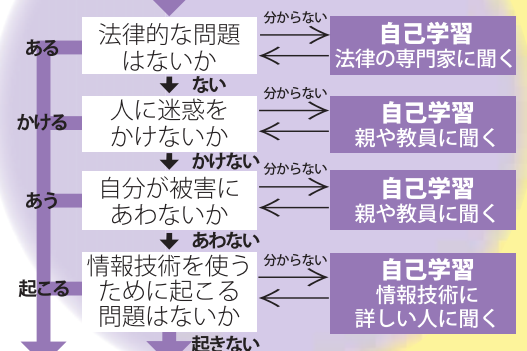
次に、合理的判断の知識については、判断のための考え方を明示的に指導するために、図2のフローチャートの枠組みを知識として指導し、情報モラル事例判断の訓練を行う。まず初めに、日常モラルの問題として明らかに行ってはならない「法律の問題」を検討させる。ここで扱う法律の問題は「人の物を盗んではならない」というように明らかに法律違反であると分かるものにとどめ、情報技術を使用するからこそ発生する法律問題については、その

表1 道徳的規範知識の具体的な内容

道徳的規範知識	下位尺度	内 容
自分に 関すること	節 度	欲しいものを我慢できるか
	思 慮	正しいかどうか判断できるか
他人との 関わりに 関すること	思いやり	相手を思いやる気持ちがあるか
	礼 儀	相手を不快にしないように気をつけられるか
社会との 関わりに 関すること	正 義	正しいことを実行できるか
	規 範	ルールを守れるか

図2 判断の枠組み (合理的判断の知識)

問題に直面(判断のための見方・考え方)



実行中止 実行

後「情報技術を使うために起こる問題はないか」の部分で検討させたり、調べたりさせる。「法律の問題」の後に、「人の迷惑」「自分の被害」について検討させる。モラルを指導する際には、自分より相手のことをまず考えるという態度が重要だと考えられるため、自分への被害よりも他人に悪影響を及ぼすことについて先に検討させる。最後に情報モラル特有の問題である「情報技術を使うために起こる問題はないか」を検討させる。「情報技術の問題」を検討する際に、生じる「法律の問題」「人の迷惑」「自分の被害」については、図のはじめに戻って再検討をさせる。4つの判断観点を順番に検討させ、全てに関して問題がなければ行為を実行させ、何らかの問題点がある場合は代替案を考えるように促すことで、「他人への迷惑や自分の危険をできるだけ回避する態度を身につけさせる」ことが可能である。

2. 「不易な内容」「変化する内容」を理解して、指導する

情報モラルについて検討する場合、情報化が進進しても変化しない（不易な）問題と、情報技術が進化することによって変わる技術的側面に依存する（変化する）問題が存在する。情報モラルの指導ができない理由として、「さまざまな問題があり過ぎて、どこから手をつけて良いかが分からない」「技術がどんどん進化していくので、それについていけない」という理由を多くの教師が挙げている。しかし、ここ10数年で発生している情報モラルに関連する問題を検討すると、技術がどんどん進化しても、問題の構造はほとんど変化していない。2ちゃんねるを代表とする掲示板が話題になった時代、Mixi、前略プロフィールが問題の温床とされた時代、Facebook、モバゲータウン、LINEと新しいツールが情報モラルの問題と関連して語られているが、問題の本質はほぼ変わっていない。

3種の知識に整理して問題を検討すると、人としてのモラルや、判断するために必要となる考え方の部分は変化していない。情報技術に関しても、構造は変化していないが、情報技術が進化するために変化する部分が一部存在すると考えられる。要するに、図3に示すように、「道徳的規範知識」「合理的判断の知識」及び「情報技術の特性」の一部は変化しない「不易なもの」であり、一部に情報技術の進化に伴って変化する特性が存在すると考えられる。教師が、何が不易であり、何が変化するものなのかという構造を理解しておけば、自身が情報モラル教育を実施する場合に、これまで指導してきたどの内容と関連付けて指導することができるかということが明らかになると考えられる。

サービスや機器が変化するために、多くの教師は混乱を起こして自分についてはいけないと感じてしまうが、技術的な特性として「信憑性」「公開性」「記録性」「公共性」「流出性」という要因は変化していない。また、問題が発生する原因を心理的・身体的側面から検討した場合も、メディアを介したコミュニケーションの特性は、時代が変わっても大きく変化しない要因である。「非対面」という視点で検討すると、対面では言えないようなことが言えたり、文字でのやり取りが中心になるため真意が伝わりにくく誤解が生じたり、感情的になりやすいという問題や、相手の状況が分からないために起こる誤解や受け取る状況や場面によって感じ方が違うなど、インターネットが普及し始めてから現在まで、問題発生

の要因として変化しない内容である。警戒心がなく、情報発信をしたり、議論がエスカレートしやすいという問題や、夢中になって、やめられなくなってしまうという「依存性」「電磁波」に関連する問題も情報化が進進しても大きく変化しない内容である。これらの不易な内容については、教師自身がよく理解した上で、児童生徒に繰り返し指導していく必要がある内容である。

次に、「変化するもの」として把握しておかなければならない内容は、「機器性能・形態の変化」について、サイズが小型化と可搬性、さまざまな機能の追加、データ容量、通信速度、どこからでもネットに繋がるようになった問題などである。「サービスの変化」については、定額制によって費用負担感の軽減や長時間利用を促進するエンタテインメント性の向上、無料問題やサービス側からのさまざまなアプローチなどが挙げられる。これらの要素について、情報モラルに関連した考え方を網羅する内容として表2のように「不易なもの」「変化するもの」に関する指導内容を整理した。

この内容を、教師が理解し、児童生徒に理解させるための指導をする場合、表3のような授業展開が考えられる。情報モラルの本質を理解し、目の前の児童生徒にとって喫緊の課題となっている問題を取り上げ、最小限の情報技術の知識と見方・考え方を育成することが重要である。

図3 情報モラルについて指導すべき「不易なもの」「変化するもの」

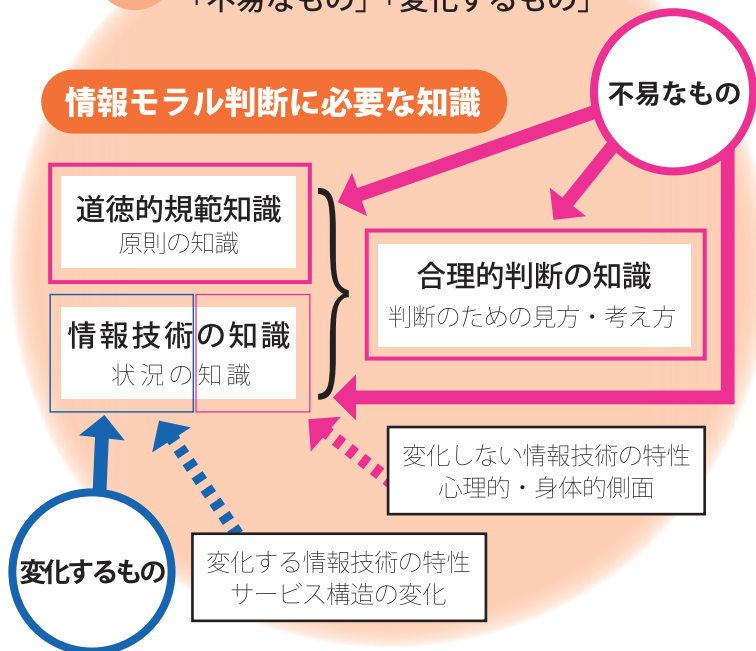


表2 情報モラル指導における必須項目



【ア】情報モラル判断に必須の道徳目標（不易）

道徳目標	下位目標	具体的な目標項目
自分自身に関すること	節度・思慮	1. 欲しいものを我慢できる 2. 自分の身を守ることができる 3. 正しいかどうかを判断できる 4. やって良いこと悪いことの区別がつく
他人とのかかわりに関すること	思いやり・礼儀	5. 相手を思いやる気持ちがある 6. 相手が傷つかないかどうかを考えられる 7. 相手に迷惑をかけないように努力できる 8. 相手を不快にしないように気をつけられる
社会とのかかわりに関すること	正義・規範	9. 正しいことを実行できる 10. ルールを守ることができる

【イ】情報モラル判断に必要な情報技術の知識（不易：状況の知識）

情報技術の必須知識	情報技術の知識の具体的な内容
信憑性	11. インターネット上では誰でも発信できるので、信用できない情報もあるので必ず真偽を確かめなければならない 12. 不適切な情報もたくさんあるので、そのような情報は見るのをやめた方がよい
公開性	13. インターネット上での書き込み（SNS・掲示板・プロフ・ブログなど）は、全世界に公開されているので、世界中の誰でも見ることができる 14. 著作権・肖像権を守って発信しなければならない
記録性	15. 一度発信した情報は、絶対に取り戻せないで、必ずどこかに記録が残ってしまう 16. 名前を書いていなくても匿名ではなく、誰が発信したかという記録が残っている
公共性	17. 費用は発信者だけではなく、受信者も支払わなければならない 18. インターネットは公共の資源なので、無駄遣いをしてはいけない
流出性（侵入可能性）	19. 接続しただけで、自分のコンピュータに侵入されたり、何かを取り出されるような危険なページもある

【ウ】メディアを介したコミュニケーションの心理的・身体的な特性（不易：状況の知識）

心理的・身体的側面	具体的な内容
非対面	20. 対面では言えないようなことが言える 21. 感情的になりやすい 22. 真意が伝わりにくく、誤解が生じる 23. 相手の状況が分からない 24. 受け取る状況や場面によって感じ方が違う
1対1 多対多	25. 警戒心がなく、情報発信をする 26. 議論がエスカレートしやすい
依存性	27. 夢中になって、やめられなくなる 28. 人とのつきあいで、やめられなくなる 29. やめたくてもやめられなくなる
電磁波	30. 微量な電磁波を発している 31. 持つ場所に気をつける必要がある（心臓 頭） 32. 公共の場所でも、使ってよい場所、悪い場所がある

【エ】変化する技術特性（変化：状況の知識）

変化する技術	具体的な内容
機器性能・形態の変化	33. サイズが小型化し、どこにでも持ち運べるようになった 34. さまざまな機能が追加され、いろいろなことができるようになった 35. 通信できるデータ容量が増大し、通信速度が非常に早くなった 36. 通信できる場所が増え、どこでもネットに繋がるようになった
サービスの変化	37. 定額制によって、費用負担感が軽減した 38. 長時間利用を促進するエンタテインメント性が向上した 39. 利用者増加を意図して、サービス側からのさまざまなアプローチがある 40. 無料と称して、利用者を勧誘する

表3 情報モラル授業展開例【座学 45～50分】



【ステップ1】学習目標の明示	学習目標を示す
【ステップ2】問題要因の整理	身近に起こっているトラブルを思い起こさせ、トラブルの要因を整理して示す
【ステップ3】課題を提示する	本時に取り上げる課題を、身近に起こっている問題と関連付けて説明する
【ステップ4】考え方の枠組みを示す	A. どう考えたら誤りの少ない判断ができるかを、考え方の枠組みとして示す B. 必要となる道徳的知識を確認する C. 必要となる情報技術の知識を説明する D. 考えるための手順を説明する
【ステップ5】物事の両面（トレードオフ）について考えさせる	道徳、情報技術の観点から、当該課題のプラス面、マイナス面、注意点について話し合う、各グループの考えを発表する
【ステップ6】考え方の枠組みを使って、どのように自分は判断するかをワークシートに記入する	（時間があれば）他の課題での判断演習をする
【ステップ7】まとめ	教師が枠組みに沿って、考え方を整理する

講師を派遣します！

消費者教育講座

仙台市消費生活センターでは、消費者教育に関する出前講座を行っています。

「生徒向け講座（授業）」や「教師向け研修会」について、対象・内容に応じて講師を派遣します。

講師謝礼は一切不要です。

いずれも実施希望日の1～2ヶ月前までに仙台市消費生活センターへお申し込みください。

生徒向け講座（授業）

講師：弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活センター職員等
内容：次のようなテーマを予定しています。（テーマ・内容は、ご相談に応じます。）

- ・契約の基礎知識＝契約の基本、クーリング・オフの方法、契約が取消できる場合など
- ・金銭・金融教育＝お金の使い方、クレジットカードの管理、多重債務に陥らないためになど
- ・インターネットトラブルの被害に遭わないために＝インターネットの安全・安心な利用方法など
- ・悪質商法の被害に遭わないために＝若者が被害に遭いやすい悪質商法の手口と対処方法について

※テーマ・内容は、
ご相談に応じます。

教師向け研修会

講師：消費者教育専門家（大学教授、弁護士等）など

内容：・消費者教育の指導法・実践法

- ・消費者教育（金融・契約）
- ・多重債務問題（問題の背景と解決方法）など

申込み・お問合せ

仙台市消費生活センター
☎022-268-7040

仙台市オリジナル消費者教育教材をご活用ください！

学校現場の先生方の協力を得て制作しました

小学校向け

物やお金の大切さやじょうずに買物をするためのポイントなどが学べます。

ボードゲーム：

「伊達なものしり武将ゲーム」

高学年向けリーフレット：

「めざせ！買い物名人」



ウェブ教材

消費者トラブルに遭わないための心構えや態度などを楽しく学べる学習コンテンツです。ゲームもあります。

消費者トラブル学習サイト：「伊達学園」
<http://dategakuen.com>



中学校向け

契約の基礎知識や悪質商法に騙されない心構えが学べます。

小冊子：「悪質商法に気をつけて」

DVD：「開校！伊達塾」

DVD副読本：「伊達なくらし入門」



編集・発行

仙台市市民局市民協働推進部消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル（三越定禅寺通り館）5階

TEL：022-268-7040 FAX：022-268-8309 <http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/index.html>